

杉原本『保元物語』雑考

原水民樹

杉原本と称される『保元物語』の一異本が、彰考館文庫に蔵されている。該本は、かつて流布本に至る前形態と考えられていた時期もあつたが、永積安明氏による金刀本・流布本・京図本三系統混合説を経て現在、犬井善壽氏の「現存本で言えば、大東急記念文庫蔵屋代弘賢自筆書入本のごとき本を底本とし、そこに、版行本系統本文を少々変えながら、諸所に増補し、もしくは、底本と差し換えて行くという操作によって成つた」とする認識にたどり着いている。犬井氏の所論は、極めて説得的であり、この認識は今後とも大きく動くことはないと思われる。上記のように、杉原本本文の形成の実態についてはほぼ解明されている。従つて『保元物語』諸本体系中における該本の位置づけもまた自ずから明らかであり、これらの点に関して新たに付加することは特にない。そこで、小稿では、該本に関わる雑多な問題を考えてみたい。

一

まずは、杉原本系統に属する伝本について述べたい。該系

統については、ながく、彰考館文庫に孤本が存在するのみと思われてきたが、近年同系統本の存在が確認されるようになった。現在のところ、該系統に属するものとしては、彰考館文庫蔵本の他に、専修大学図書館蔵本⁴が知られているが、ソウル大学蔵本もこれに加えられる。この他、該系統の本文を伝えると思われるものに塩釜神社蔵『絵詞^{保元}』がある。以下、これら各々の性格について述べる。ただし、原本を披見したのは彰考館文庫蔵本・専修大学図書館蔵本のみであり、ソウル大学蔵本・塩釜神社蔵『絵詞^{保元}』は、国文学研究資料館所蔵フィルムによる。

彰考館文庫蔵本・専修大学図書館蔵本・ソウル大学蔵本（以下、各々彰本・専本・ソウル本と略称）三伝本の位置関係について考える。当該三本は、①表記形式②章段名・章段区分、の面から見て、更に彰本と専本・ソウル本の二種に細分される。すなわち、①表記形式、については、振り仮名が、彰本では片仮名、専・ソウル両本では平仮名と、相違する事実が見られる。②の章段名・章段区分、については、上巻部、

彰本に「法性寺合戦の事」とある段が、専本・ソウル本では「法性寺合戦の事」の二段に分割されている。更に、中巻部、彰本に「将門調伏の事」とある段名が、専本・ソウル本では「新院の御所むほん人の宿所に火をかくる事」並勲功の賞をおこなはる、事付将門調伏の事」と異なっている。両者を比べた場合、専本・ソウル本の方が、彰本に比して、より内容に即した命名・区分をしているといえる。ただし、いずれが該系統本来の形かといえれば、それは彰本の方ではないか。そう判断される根拠は二点ある。一点は、大東急記念文庫蔵屋代弘賢自筆書入本（以下、東急本と略称）の章段名・章段区分が、各々「ほうしやうじかつせん」の事」「まさかどてうぶくの事」と、彰本の方に一致するという事実である。冒頭で触れたように、杉原本系統が東急本のごとき伝本を底本としたであろうことは犬井氏により既に明らかにされている。従って、東急本の章段名・章段区分が、彰本の方に一致するという事実は、彰本の形が杉原本系統本来のものであるとの考え方を許すだろう。専本・ソウル本の形は、より実状にあわせるべく、後に手を加えたものと考えられる。なお、専本・ソウル本の段階で、新たに設けられた「方々の関所をかたむる事」「新院の御所むほん人の宿所に火をかくる事」並勲功の賞をおこなはる、事」の段名は、おそらくは流布本の段名「官軍方々へ手わけの事」「朝敵のしゆくしよやきはらふ事」「関白殿本宮へきふくの事」付武士宮官行ハる、事」を参考にしたものだろう。

彰本の形姿を杉原本系統の本来と判断するもう一つの根拠、それは字詰めにかかわる現象である。彰本と専本は、ごく僅かの例外を除いて、配行はもとより配字に至るまで、ほぼ完全に一致している。一面十行（ただし、目録の部分のみ彰本九行）、字詰めは行により十四～二十字と振幅はあるが、十六～八字を平均とし、二十字に及ぶことは少ない。ところが、専本の中巻第四十八葉表に限っては、十行の中六行が二十字以上で、かつ、一行あたりの平均字詰めが十九、九字と、他面より詰まっていることが知られる。そして、その理由は次のように推測される。この前面、すなわち第四十七葉裏は、前に問題とした段名の相違が見られる面である。段名の記載に際して、彰本は、一行分を用いて「将門調伏の事」と記すが、専本は「新院の御所むほん人の宿所に火をかくる事」並勲功の賞をおこなはる、事付将門調伏の事」と三行分を割いている。段名が長くなり字数が増えたために、専本は当該面に規定の字数を収めきれず、残余の一行分を次面に送り込むことになる。結果、次面すなわち第四十八葉表において、十一行分の字数を規定の十行中に解消させているのである。第四十八葉表における字詰めが通常より密になっているのはこのためと思われる。段名の周辺の字詰めが通常より密になっている専本のこの形は、段名が後の段階で改変・増補されたことを意味しており、よって、彰本の形が本来であったことがわかる。

同様の現象が上巻の「法性寺合戦の事」の場合にも見られ

る。本来は彰本の如く一括して「法性寺合戦ホウセイヤウシカセの事」でまとめられていた記事内容が、専本において「方々の関所をかたむる事」「法性寺合戦の事」に分割・命名されたため、新たな段名が本文中に加わることになり、その結果、第二十七葉裏の字詰めが一行十八、四字と、通常よりもいくぶん密になっていること、中巻の場合とまったく同じである。

以上の考察より、彰本と専本・ソウル本の間の章段名・章段区分の異同については、彰本の形が本来であったことがわかる。

以下、彰本・専本両者の関係に絞って考える。彰本が専本より本来的であることは、本文面からも確認できる。例えば、彰本・専本には補入・校合・勘注・訂正等相当数の行間書き入れが共通に存在している。専本の場合、これらの書き入れが本行本文と同筆であろうと判断されるのに対し、彰本には本行本文とは別筆と判断されるものが少なからず含まれているようだ。彰本に見られる行間書き入れの類は、同時期に一括して付されたものではなく、数次の段階を経て今見る形になったものと思われる。従って、これら書き入れを一筆で記入している専本が、彰本より後出であることはまず明らかだろう。

更に、両本の関係について述べるならば、上述のように、両本はそこごく一部に相違は見られるものの、全体に酷似の関係にある。配字もほとんど一致しており、字体も似通っているもので、両本の異同は極めて微細な点に限られる。具体的

には、振り仮名及び濁音符の有無、振り仮名における、クハ・クワ、イ・ひ、フ・う、ム・ん、ヘ・ゑ、といった仮名遣いに係わる相違などがあげられる。それも、濁音符の有無（専本の方に濁音符の付加が見られる事例が最多）及び振り仮名における、クハ・クワの相違以外の事例はごくわずかに過ぎない。また、その行間に補入・校合・勘注等の書き入れや本文訂正が多くみられることはさきに述べた。算定の仕方によってある程度の誤差が生じようが、私の判断では、彰本の場合、書き入れ八十三、本文訂正三十を数える。専本はその中書き入れ七十七、本文訂正二十八を採用している。専本が採らなかった書き入れ六項の中三項は彰本では朱筆であって、おそらくかなり後に加えられたものと思われるし、残りの三項は表記や活用にかかわるもので、その採否には専本筆者の判断が働いたと思われる。同じく、専本が採らなかった本文訂正の二項については、一つは専本の不注意による見落としである。

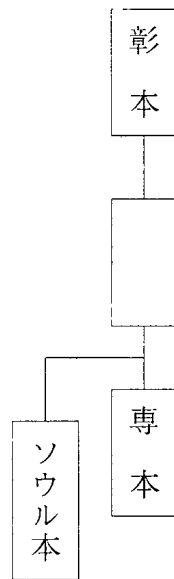
結局、専本は、彰本のごとき伝本をその書き入れに至るまで忠実に精写したものと判断される。ただ、二本が直接の書承関係にあるとの確証はつかめないが、彰本を源流とする極めて忠実な書写本として専本を捉えることは許されよう。

次に、系統中の、あと一つの伝本、ソウル本について述べる。該本は、初めに述べたように章段名・章段区分及び振り仮名表記の面から、専本と同種と判定される。これも、またかなり丁寧に書写された伝本で、大きな誤脱は見られないものの、書写の精度は専本に比べるべくもない。ソウル本を専

本及び彰本と対校するに、その間には、漢字・仮名に係わる表記の相違（全体にソウル本の方が仮名が多い）、わ・は、お・を・ほ、ひ・い・ゐ、む・ん、など仮名遣いに係わる相違、及び濁音符・振り仮名の有無に係わる相違が見られるほか、本文面で、数十箇所互って、小字句の相違がある。なお、字句の相違については、そのほとんどすべてが、ソウル本の誤解・誤写に由来することが一見して明かである。⁽⁹⁾このように、本文の純良性の面で専本に劣ることより、ソウル本は専本の後流に位置すると判断される。もつとも、専本とソウル本は直接にはつながらないのではないか。そう判断される現象を二、三示すと、専本に「内裏へ参らんと心さして」(上30オ)とある箇所が、ソウル本では「内裏へ心さして」とあって「参らんと」の部分が補入形式になっている。彰本(古典研究会本一〇六三頁、以下も同要領)はソウル本と同じである。いま、仮に彰本―専本―ソウル本という書承関係を想定する時、この視点から右の現象を説明することは難しい。すなわち、彰本で補入であった「参らんと」が専本の段階で本行に組み込まれたであろうことは説明できても、それがソウル本の段階で再び補入形式になっていることが説明できない。ソウル本と彰本の符合を偶然と見る可能性もないではないが、ソウル本が彰本の形を受け継いだとみるのが自然であり、その間に専本を介在させて考えることはできないのではないか。その他、彰本「おほせを下さる」(一一一六頁)・専本「おほせ下さる」(上56ウ)・ソウル本「おほせを下さる」

の事例や、彰本「狩野工藤茂光」(二四八六頁)・専本「狩野介工藤茂光」(下60オ)・ソウル本「狩野工藤茂光」の事例などもまた、ソウル本が専本を介在させることなく、彰本の影響下にあると判断することを穏当と思わせる現象である。⁽¹⁰⁾

以上の考察を総合すれば、なお、定かではないものの、三本の位置関係は蓋然的には左図のようにならうか。上述した、専本・ソウル本に共通して見られる章段区分・章段名の改変は、専本・ソウル本の共通祖本の段階で生じたものと考えられる。



次に塩釜神社蔵『絵詞^{保元}』について述べる。該本は『絵詞^{平治}』とあわせて二冊本であり、笠栄治氏により広く世に紹介された。⁽¹²⁾笠氏は、『絵詞^{平治}』に関してその性格を詳察されたが、そこで得られた結論の多くは『絵詞^{保元}』にも適用できると思われるので、氏の説を援用しつつ、以下『絵詞^{保元}』について述べたい。笠氏は、『絵詞^{平治}』の本文が杉原本『平治物語』のそれに近似する事実を指摘されているが、それは『絵詞^{保元}』の場合にもそのまま当てはまるようだ。

『絵詞保元』（以下、絵詞と略称）は上巻二十六、中巻四十一、下巻三十七、合計百四項にわたる絵の説明を持つ。その項目内容をわたくしに要約すると以下のようになる。

（上巻）

①近衛帝即位②鳥羽院出家③近衛帝歌会を催す④後白河帝即位⑤鳥羽院熊野参詣⑥鳥羽院熊野より還幸⑦美福門院剃髮⑧鳥羽院崩御⑨崇徳院・頼長謀反の謀議⑩院内、各々謀議⑪信西、検非違使に下命⑫基盛・ちかはる戦闘⑬基盛、ちかはるを捕縛、観覧あり⑭勝尊を拘引⑮のり長、崇徳院に諫奏⑯為義父子院参、うの丸を下賜される⑰為義、鎧を分配⑱崇徳院、頼長に内裏よりの書状を示す。しけつな・のりのふ、車から落ちる⑲清盛等の武士、内裏を警護⑳崇徳院、齋院の御所に移る㉑崇徳院方門々警護、為朝献策㉒為朝、御前を退く㉓公教・光頼等世を憂う㉔義朝進言㉕義朝たてぶち㉖後白河帝、東三条殿に行幸

（中巻）

①為義進言②為朝、伊藤六を射殺③重盛はやり兵に制止される④山田小太郎、為朝に挑む⑤為朝、かまたを追撃⑥義朝・為朝対峙⑦大庭景義負傷⑧かけちか、景義を救出⑨かねこ功名⑩武士達闘乱⑪頼賢・頼仲奮戦⑫忠正・頼憲防戦⑬崇徳院・頼長逃亡⑭為朝、名残の矢をとどめる⑮頼長負傷⑯崇徳院山中をさまよう⑰崇徳院に伺候の兵落ちる⑱崇徳院山中に潜伏⑲義朝・清盛らに勸賞⑳忠実南都に脱出、悪僧を語らう㉑崇徳院出家㉒崇徳院仁和寺に入り、しけな

りの警護下にいる⑳盛のり、妨害の僧徒をなだめる㉔頼長、小舟にて南下㉕頼長死亡㉖つねのり、忠実に頼長の最期を報告㉗水問の刑㉘重仁出家㉙清盛勢、大衆と紛争㉚為義逃避行㉛為義出家㉜子息ら為義を訪ねる㉝為義、子息達と離別㉞義朝、為義を迎えいたわる㉟評議にて信西意見を述べる㊱義朝、かまたに為義の処置を相談㊲義朝、為義を欺く㊳かまた、為義を討たんとする。波多野批判㊴為義斬首㊵為朝逃亡㊶義朝の弟ら斬首

（下巻）

①家貞、清盛を諫める②波多野、乙若らを欺誘③乙若ら斬首④傳ら殉死⑤波多野、母に報告⑥母嘆く⑦母入水⑧母らを葬る⑨崇徳院に配流の旨を奏す⑩崇徳院出京⑪崇徳院乗船⑫洛中騒動⑬後白河帝、崇徳院の夢の記を見る⑭頼長の死骸を実検⑮頼長の子息、忠実を訪う⑯頼長の子息、配流⑰忠実、師長の書状を見て嘆く⑱師長秘曲伝授⑲忠通、基実を遣わして忠実を説得⑳為朝潜伏㉑為朝捕縛㉒為朝抵抗㉓為朝、大路を渡される㉔為朝配流㉕為朝、伊豆にて鳥発見㉖為朝、島民を服従させる㉗為朝、追討の軍船を射沈める㉘為朝自害㉙為朝の首を渡す㉚配所における崇徳院㉛蓮誉訪問㉜蓮誉歌を献じる㉝崇徳院写経㉞信西、経の入京を拒む㉟康頼下向㊱一宮服喪㊲西行訪陵

以上、絵詞の記述内容を順序通りに示した。数字は、各絵詞に冠された番号である。簡要を旨としたので、内容の詳細を示すことはできなかったが、概略は知られよう。

まず、記事配列に注目すると、『保元物語』諸本中その順序が絵詞に一致するのは杉原本のみである。特に、為朝の捕縛から自害までを讃岐における崇徳院記事の前に置くのは、杉原本の最も顕著な特徴といえるが、絵詞も同構成を有している（即ち、下巻部で②①～②⑨が③①～③⑦の前にある点）。次に、記事項目の有無についていえば、絵詞の記事がすべて、『保元物語』の諸本に共通して存在しているわけではない。例えば、金刀本には、上巻①⑥中の「うの丸」①⑦下巻①⑨①～①⑨に相当する記事がなく、流布本には、上巻③②⑤中巻⑧①④②③下巻①③①③⑥がない。他本についても、同様な検討を行ったところ、結局、絵詞の記事項目すべてを満たす伝本は、杉原本のみとなる。絵詞中に見える「二巻頭鳥羽院崩御之事」「三巻頭法性寺合戦の事」「四巻頭高祖の臣下紀信か事」「五巻頭靈佛靈社皇城鎮守の事」といった項目名も、杉原本のみに見えるものである。すなわち、記事項目の配列・有無という観点から見ると、現存系統中では杉原本が絵詞と最も緊密であることが知られる。なお、具体例を示すことはしないが、本文の検討からも同じ結果が得られる。このことより、『絵詞^{平治}』についても、『絵詞^{保元}』に確認できる。

ただし、本文面について補足するならば、絵詞の本文が杉原本のそれと酷似しているということではない。正確には、記載内容が符合しており、本文自体は必ずしも酷似の関係にはないというべきだろう。本文に酷似が見られない主な理由

は、絵詞が、物語の記述をそのまま掲出したものではなく、要点を抽出したものであることに求められるだろうが、その点を考慮しても、なお、絵詞には、杉原本にはない文や語句が多く見られるし、字句の相違も散見する。絵詞のみに存在する文や語句のうち、もつとも顕著であるのは、「御殿をとうちやうにかまゆはた柱二れうつ、かけ御前二仏ぐしそくさすかいの師御くし落てい也御ミすの内二女はうたちなく所也」(上2)「新院母屋のミす上御らんゆミやなと取出しよろひきなとする所」(上18)、「為朝ハてきの方にむきしらぬてい也」(中9)、「光弘しそくもつ御まへにかうろ仏ぐつくえにあり家弘有さひたる寺也ともし火あり」(中21)といった、絵の内容説明と思われる類の記述である。これらはおそらくは、絵詞としての性格上、付加されたものであり、杉原本に同趣文が見られないことを問題とする必要はないと考える。よって、こうした説明文の類を除外すると、残る絵詞特有の文や語句はさほど多くない。具体例を示すと、「四宮^{後白河也}御年廿九十月廿六日御そく位也」(上4)の記述、捕縛された、うのちか春を後白河院が「はき上のまとより御らん」(上13)じた、との記述、家貞の清盛諫言の日を「七月廿日」(下1)とすること、為朝を伊豆に配流する際「廿人兵具もちかこみて」(下24)下ったとすること、などがあげられよう。

次に、絵詞・杉原本両者の間で相違する字句を見ると、例えば、人名については、「頼時」(絵詞上23)・「頼時」(杉原本。彰本の本文に拠るが、専本・ソウル本ともに彰本に同じ。

以下、同様)、「山田小太郎」(絵詞中4)・「山田小三郎」(杉原本)、「実堯」(絵詞中28)・「寛堯」(杉原本)、「澄長」(絵詞下15)・「隆長」(杉原本)といった相違がみられる。その他、記載の相違としては、絵詞が勝尊捕縛の人数を「四五人」(上14)〔杉原本「五六人」とすること、頼長の死を七月「十五日」(中25)〔杉原本「十四日」とすること、崇徳院の墓を「松山」(下37)〔杉原本「白峯」とすること、「しらさぎの二つふ方へ舟をこき行」(下25)〔傍線部、杉原本は「白鷺青鷺」〕と記すことなどがあげられる。

以上のように、絵詞には、杉原本には見られない、或いは杉原本とは一致しない記述・語句もみられる。ただ、注目すべきは、それら記述・語句が、杉原本のみならず、その他の『保元物語』現存諸本にも見いだせない、絵詞固有のものであるという事実である(ただし、頼長の死を十五日とする点のみは京図本に同じ)。この事実は、絵詞のこれら記述・語句が、杉原本以外の他伝本から持ち込まれたものではなく、おそらくは、絵詞自体の改変、あるいは加筆に由来することを示すと思われる(誤写など物理的な要因も含む)。

その他、絵詞は、同一人物についても「うの、ちかはる」「うのちか春」「景義」「かけ義」「かもんの介よりなか」「掃部助頼仲」といったように、表記に統一性を欠く場合がある。この事実をも併せ考えれば、絵詞は微細な点までは留意せず、大様に作成されたものかと思われる。また、絵詞の拠ったであろう伝本が、現存する杉原本系統のいずれよりも

本文面で劣っていたことも、可能性としては考えられる。

最後に、該絵詞の性格について考えたい。笠氏は「絵詞もなにもない絵巻物を杉原本の如きをもって読み取ったと考えべきものと思う」と述べられる。或いは、そうかもしれない。ただ、詞の中に「いろをめすへし」(上9)、「ミすのへりくるかるへし」(上10)、「とものさふらひあるへし」(上22)、「か、りたくへし」(中2)、「ぐそくぬくへし」(中18)、「あはれにかくへし」(下8)、などといった文がかなり見られるが、これらをもし指示であるなら、該絵詞は、絵を作成するための構想メモと考えられないだろうか。すなわち、杉原本をもとにしてこれを絵画化しようとするそのための制作ノートだったのではないかとも思う。

三

冒頭の繰り返しになるが、杉原本は東急本のごとき本を底本とし、「そこに、版行本系統本文を少々変えながら、諸所に増補し、もしくは、底本と差し換えて行くという操作によって成った」ことが明らかにされている。それでは版行本(流布本)系統中のいかなる種類が利用されたのだろうか。この疑問については、既に犬井氏が説かれるように、杉原本が流布本の本文を「少々変えながら」取り込んだらしいこともあり、それも影響してか、ある特定の種類との緊密な関係を見いだすことはできない。ただ、傾向としては、版本類ではなく、大東急記念文庫蔵『保元合戦物語』・蓬左文庫蔵写

本・福島県三春町歴史民俗資料館蔵写本・東京国立博物館蔵写本といった、流布本の中でも古態を伝える写本群との類似が目につく。¹⁵このことより、杉原本の依った流布本の純良性もある程度は推測できる。

四

本節では、杉原本系統現存諸本の源流と判断された彰本について、その旧蔵者である杉原盛安との係わりを見てみたい。杉原本なる呼称は『参考保元物語』の凡例に「凡称^{スル}杉原本^ト者。九條殿ノ家司。杉原出雲ノ守平ノ盛安^カ家蔵也。因称^ス之ヲ。」とあることに由来する。すなわち、その所蔵者「杉原出雲守平盛安」によったものである。彰考館文庫に現蔵される該本には上・中・下各冊の墨付第一丁表右下に「盛安」の朱円印、巻末に「平杉原ノ出雲守」の朱白混合の長方印の印記が見えるので、転写本ではなく、「平盛安家蔵」本そのものであると知られる。水戸史館が、杉原盛安からその家蔵本を譲り受けたのである。

旧蔵者である杉原盛安については、上掲参考本の凡例に「九條殿家司」とあることより、その世系等を探る手がかりはあるのだが、今のところその方面の調べは進んでいない。水戸史館との関わりで言えば、杉原本『保元物語』以外にも、いく部かの文献が、杉原盛安の許から史館に入っている。例えば、彰考館蔵『釈家官班記』には巻末に「右釈家官班記一卷以杉原出雲守盛安ノ本写之ノ延寶九年辛酉秋七月」との貼

紙があり、盛安家蔵本を写したものであることが知られる。他にも現存はしないようだが、『彰考館図書目録』(九二頁)中に「応仁記杉原本 一 二三 刊」と見えている。これは刊本ということだから、盛安家蔵本そのものを譲り受けたものだろうか。また、重続群書類従の収録書解題中に「含英集¹⁶ 拔萃^{局本} 彰考館本 (中略) 末ニ杉原出雲守蔵ノ遊行略傳ヲ添タリ」とあることより、彰考館に「杉原出雲守蔵ノ遊行略傳」が伝えられていたことが分かる(これも現存はしないようだ)。わずかな例ながら、これらのことより、いく部かの盛安家蔵の文献あるいはその転写本が水戸史館に入ったことが知られる。杉原本『保元物語』はそうしたものの一つだったわけである。

杉原盛安は、かなりの蔵書家であり、また愛書家でもあったようだ。例えば、東京国立博物館蔵『名劔秘伝書』には「此一卷雖為秘傳數年御執 心之上我可傳依無子孫令相傳者也ノ寛永七年^{庚午}曆九月十一日 高橋新五左衛門尉ノ右相傳之一卷令書写者也ノ明曆元^{乙未}九月廿八日ノ平盛安 (朱円印)ノ進上」との奥書が見られる。全卷一筆と判断されるので、寛永七年の年記の部分は元奥書と考えられる。従って、該本は、寛永七年(一六三〇)に高橋新五左衛門尉から「相伝」したものを、ある人物に「進上」するために、盛安自ら明暦元年(一六五五)に書写したものである。

また、山口県立図書館蔵『日本書紀目録』には「右之目録者令披見以次手処々略書 出者也定而可有失錯者也ノ于眈寛

文元^辛年立冬之日^{杉原出雲}平盛安^{平盛安}との奥書が見えている。神宮文庫蔵村井古巖奉納の同書にも同じ奥書が見えていること(ただし、細字の「杉原出雲」の部分なし)より、これら両書は、盛安が「処々略書出」した寛文元年(一六六一)奥書写本を根元としていることが知られる。

きわめて断片的ながら、盛安が、古典籍の書写や収集に相当地な執着を示した人物だったことが窺われ、その故に水戸史臣たちの搜書欲求に応じることができたのだろう。

杉原本『保元物語』に論を戻す。該本の形成期は不明である。しかし、東急本(宝徳本系統(≡金刀本系統))に根津本系統(≡京図本系統)を増補した伝本のごときを底本にして、そこに古態流布本の本文を適宜採り入れて成立したことが判明しているから、『保元物語』の主要系統が出揃った後に生み出された一種の編集本である。従って、さほど古い成立ではない。杉原本系統現存諸本の源流と考えられる彰本は、盛安筆とみなされる『名劔秘伝書』とは筆跡が異なるから、盛安は、杉原本系統の形成には勿論、彰本の書写にも関わってはおらず、ある時期における所蔵者の一人に過ぎないと思われる。彰本は最終的には水戸史館に入り、今も彰考館文庫に蔵されている。彰本が水戸史臣により収集されたのは、いうまでもなく、『参考保元物語』作成、究極には『大日本史』編纂の資料として利用されるためである。ただし、史館への入館時期はよく分からない。かつて、私はその時期について、水戸史臣が九条家に接触を持ち始めた時点を貞享(一六八四)

一六八八)あたりではないかと憶測し、九条家の家司である盛安との係わりも同じ頃に生じたのではないかと思った。しかし、盛安架蔵本を延宝九年(一六八一)に書写した『積家官班記』が彰考館に現蔵されていることを知って、この推測が誤っていることに気づいた。ここに訂正し、不明をお詫びしたい。

注

- (1) 高橋貞一氏『平家物語諸本の研究』 富山房 昭18・八
- (2) 旧古典大系解説。
- (3) 「杉原本『保元物語』本文考——三系統本文混合の実態——」言語と文芸 八二 昭51・七
- (4) 『専修大学図書館蔵 蜂須賀家旧蔵本目録』中の保元物語・平治物語の項の解題による。
- (5) 厳密に見れば、専本とソウル本の間には、濁音符の有無や振り仮名に相違が見られるが、小稿の論旨には係わらないので、専本の本文によった。また、段名に関して、目録と小見出しの間に相違のある場合は、小見出しの方に従った。以下、同様。
- (6) 古活字版第八種、京都大学附属図書館蔵本による。版本中、章段名・章段区分を有する種類は、管見の限りでは、古活字版第七、八、十一種と整版本であるが、その中、第七種は武士勸賞の旨の段名を付載しない。
- (7) 書き入れの中、「了」「此下除」「其上除却」など、『参考保元物語』作成作業の一環として書き込まれたと判断されるものについては、これを考慮の外に置いた。

- (8) 専本には、誤写の類もほとんど見られないが、「下総国」(古典研究会本二二一九頁)、「平馬助」(二二三〇頁)、「玉鉢ゆふえん」(一五〇八頁)を各々「下総国」(中79才)、「平馬助」(中84ウ)、「玉鉢ゆふもん」(下71ウ)と誤る程度のものが数例見られる。
- (9) 行間書き入れについても、彰本に存在する八十三項の中、専本が七十七項を採っているのに比し、ソウル本は六十一項と少ない。ソウル本の省略が多いことが分かる。
- (10) その他にも、専本とソウル本の直接関係を疑わせる事例が散見する。すなわち、
- ① 彰本「きずのくちのひろくいのころさむ」(二二二六頁)、専本「きずのくちひろくいのころさむ」(中27ウ)、ソウル本「きずのくちのひろくいのころさん」
- ② 彰本「西風はけしく吹て。御所中余輝にをしおほふ」(二四〇頁)、専本「西風はけしく吹て余輝御所中にをしおほふ」(中39ウ)、ソウル本「西風はけしく吹て御所中にをしおほふ」
- ③ 彰本「義朝に父をいにのきらせられし事」(二三五七頁)のミセケチ訂正部が、専本では「の」(中98才)、ソウル本では「を」となっている
- ④ 彰本「せりうの里」(二二六二頁)、専本「せりうの里」(中100ウ)、ソウル本「せれうの里」などの諸例。
- (11) 彰本「身にかへてたすへき」(二三四二頁)の傍線部が、専本(中90ウ)・ソウル本では「たすく」とある。また、彰本「工藤介」(一四八八頁)が、専本「工藤介」(下62才)・ソウル本「工藤介」とある。これらは、専本・
- ソウル本の方が彰本よりも妥当であるという珍しい例だが、このわずかな事例をもって、彰本の先行を否定することはできないだろう。専本・ソウル本における是正とみなしてよいのではないか。
- (12) 「平高絵詞平高」(塩釜神社蔵本)について「福田良輔教授退官記念論文集 昭44・十
- (13) 該絵詞には、「朱書之分ハ世上に有判本シ以見る」「朱ハ世上に判之本」との注記が見られる。写真での調査なので、朱・墨の判別はできないが、おそらく、項目間及び行間にやや細字で書き入れられている部分が朱書に当たるとのだろう。当該部、詳しい調査はしていないが、現在の流布本のごとき伝本によったと思われる。
- (14) その意図が明らかな改変の例として、待遇表現の統一があげられる。すなわち、無塩君説話において、流布本の場合、宣帝の無塩への言中、「何事をかの給ふ」(大東急記念文庫蔵『保元合戦物語』の本文による)のように、無塩に対して尊敬語の使用があったりして、待遇に一貫性がない。この点、杉原本は、当該部「何事をのぶるにか」(彰本一四三八頁)と、敬語を省き、宣帝と無塩の地位の差を明確にしている。その他の箇所についても、杉原本は「(無塩が宣帝に)こたへてまうさく」(一四三八頁)(流布本は、傍線部「いハく」)、「宣帝センテイき、給て今寡人がまうす所まことにいたれることハリなり」(一四四〇頁)(流布本は、傍線部「いふ」)、「(宣帝は)無塩君を拜して后とさため給しかハ」(一四四一頁)(流布本は、傍線部「定めしかハ」というように、敬語の厳密な使用がみられる。
- (15) 杉原本の本文が古態の写本類と符合する例をあげると、杉原本に「いかにも御がくもん有へきよし」(彰本二二九

- (16) 『塙保己一論纂』上巻 錦正社 昭61
- (17) 「水戸義公公卿御書留」(『水戸義公全集』所収)に、在京中の水戸史臣大串平五郎の、九条輔実への謁見が許可された旨が見えること(貞享五年九月二十二日)を根拠とした。ちなみに九条家からは『経信卿記』『春記』『小右記』『資房記』『公卿補任』などが書写・贈与されている。その際、九条家の窓口となったのは、石井右衛門尉・芝雅楽助といった重代の諸大夫である(『館本出所考』及び「水戸義公公卿御書留」による)。
- (18) 「水戸史臣による『保元物語』伝本の収集」新日本古典文学大系月報37 平4・七
- 四頁)、「書には哲婦をいましめたり(二四三五頁)」、「社稷さだまらず」(一四三九頁)、「女樂をとをさけ」(一四四一頁)、「国家ミたる、なり」(一四四一頁)、とある箇所、古態写本類は杉原本に同じだが、版本類では、傍線相当部が各々、なし、「いさめたり」、「静(しつ)まらし」、「さけ」、「国」となっている。